

いじめの重大事態対応ガイドライン



令和 7 年 12 月
薩摩川内市教育委員会

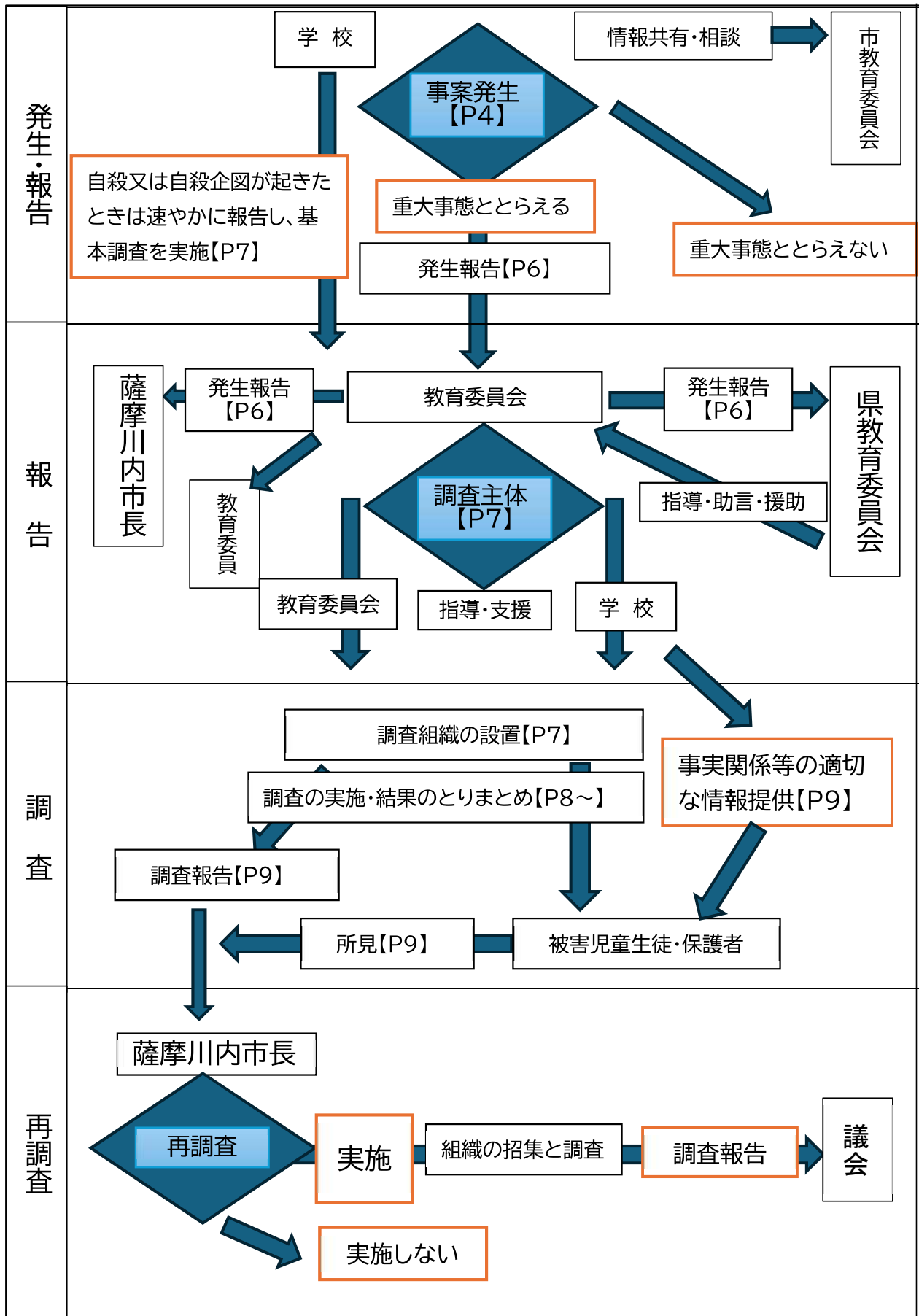
【 目 次 】

1	重大事態対応フロー図	2
2	学校の設置者及び学校の基本的姿勢	3
3	いじめの定義	4
4	「重大事態」とは	4
5	「重大事態」の判断について	4
6	「重大事態」への対応について	6
7	重大事態（疑い含む）の発生報告について	6
8	調査の主体及び組織について	7
9	調査について	8
10	調査結果等の説明について	9
11	調査結果の報告について	9
12	調査結果の公表について	10
13	再調査について	10
14	関係機関との連携について	10

資料

【チェックリスト】	11
① <u>いじめ重大事態に対する平時からの備え</u>	
② <u>重大事態発生時の対応</u>	
③ <u>対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明</u>	
④ <u>重大事態調査の進め方</u>	
⑤ <u>調査結果の説明・公表</u>	
【報告様式1】 <u>いじめ重大事態の発生に関する報告について</u>	20
【報告様式2】 <u>いじめ重大事態調査の開始に関する報告について</u>	22

1 重大事態対応フロー図



2 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

いじめの重大事態の調査に関する文科省ガイドラインには、学校の設置者及び学校の基本的姿勢について次のように示されている。

（基本的姿勢）

- 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要である。
- 学校の設置者及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならない。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点をもち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる。
- 重大事態調査を適切に実施するに当たって、学校の設置者及び学校（これらの調査主体から依頼を受けた調査組織の調査委員を含む。）は、以下の視点をもちながら取り組むことが必要である。
 - ・ 調査には真摯な態度で取り組むこと
 - ・ 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
 - ・ 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
 - ・ 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
 - ・ 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること
- 児童生徒に重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。
- 状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。
- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。
- 重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければならない。
- 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。
- このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。

【定義】

「法」・・・「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）

「基本方針」・・・「いじめの防止等のための基本的な方針」

（文科省平成 29 年 3 月 14 日改定）

「文科省ガイドライン」・・・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

（文科省平成 29 年 3 月策定）

「学校いじめ対策組織」・・・法第 22 条による組織

3 いじめの定義

「いじめ」は法により次のように定義されている。【法第 2 条第 1 項】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第 2 条第 1 項】

4 「重大事態」とは

「重大事態」は法、基本方針及び文科省ガイドラインにおいて、次のように定義されている。

【生命心身財産重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 1 号】

【不登校重大事態】

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 2 号】

【保護者からの申立て】

被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針 p 32、文科省ガイドライン p 3】

5 「重大事態」の判断について

重大事態の判断について、以下の事項を徹底する。

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

1 「生命心身財産重大事態」に係る判断について

- ・ 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、文科省ガイドライン（別添資料 1）に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第 23 条第 2 項や法第 24 条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。

- ・ いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。

2 「不登校重大事態」に係る判断について

不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

3 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

- ・ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・ 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。
- ・ 申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第 23 条第 2 項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。
- ・ 法第 28 条第 1 項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

4 重大事態の例について

文科省ガイドラインに示されている、いじめ（いじめの疑いを含む）により、これまで重大事態と扱った事例（①～④）、下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

※の事例については、通常このような行為があれば、児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉える。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金銭を強要され、総額 1 万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続く（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

6 「重大事態」への対応について

重大事態が発生した場合の報告等については、法等において以下の流れが示されている。

1 発生報告【法第30条第1項】



初動対応

事前説明

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに、学校の設置者を通じて当該地方公共団体の長へ報告しなければならない。

2 調査【法第28条第1項】



- ・ 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

3 情報提供【法第28条第2項】



- ・ 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

4 調査結果報告【基本方針 p 39】【文科省ガイドライン p 40】



- ・ 調査結果について、当該地方公共団体の長へ報告する。
- ・ 希望により被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添付できる。

5 再調査【法第30条第2項】



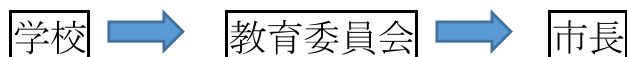
- ・ 報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、調査を行うことができる。

6 再調査報告【法第30条第3項】

- ・ 地方公共団体の長が再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

7 重大事態（疑い含む）の発生報告について

重大事態の発生についての報告の流れ



「生命心身財産重大事態」・・・ 認知後、速やかに報告を行う

「不登校重大事態」・・・・・・ 欠席が30日に達する前から、教育委員会に相談をしつつ、児童生徒への聴き取りを始める。重大事態と判断した際には、判断した後7日以内に報告を行う。

報告を受けた教育委員会は、学校に対し、指導・助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を行う。なお、「重大な被害」であるか否かを学校のみで判断することなく、教育委員会に対して情報共有し、相談を行う。

報告する内容については、【様式1】「いじめの重大事態発生報告書」【様式2】いじめ重大事態調査の開始に関する報告書を使用する。

8 調査の主体及び組織について

1 調査の主体の判断

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

調査の主体は学校か教育委員会であり、特に次の場合は教育委員会自らが調査を行う。

- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(調査の主体について)

生命心身財産重大事態・・・・・・・・・・学校又は教育委員会

不登校重大事態・・・・・・・・・・原則学校が主体（不登校重大事態に係る調査の指針 P4）

自殺が起きたときの基本調査・・・・教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体

自殺が起きたときの詳細調査・・・・特別の事情がない限り教育委員会が主体

※ 自殺が起きた時の対応については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文科省）を参照すること。

2 調査組織について

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

※ 専門家及び第三者の考え方については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第2節（2）を参照

(1) 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

(2) 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
- ・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保 や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※ 専門家及び第三者の考え方については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」第2節（2）を参照

(1) 学校いじめ対策組織方式

- ・ 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

(2) 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

9 調査について

学校でいじめが発生した場合、学校いじめ対策組織において、当該被害児童生徒への聴き取りや、アンケートの実施などにより、事実関係を明らかにし、当該事案への対応及び再発防止策の策定を行っていく。

ア 調査の趣旨・目的
いじめの重大事態が発生した場合（発生疑いを含む）、学校及び教育委員会は速やかに事実関係を明確にするために調査を行うこと。 また、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。
イ 調査の主体
学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。 ただし、学校では、第三者委員会による調査が行われる場合でも、速やかに次のウの内容を調査しておく必要がある。
ウ 調査の内容
いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか、その際の職員の対応等 ※ 児童生徒・保護者、教職員等からの聴取等に基づき調査する。
エ 調査の方法・対象
事案によって、誰を対象とするのか、どのような方法で実施するのかについて十分に検討し、組織的に調査を行うことが求められる。 調査方法…① 聴き取り（複数人、第三者や調査委員が担うまたは参加する形で行う） ② アンケート ③ 各種記録 等 調査対象…① いじめの被害者・加害者 ② 他の児童生徒 ③ 保護者 ④ 教職員 等
オ 調査の留意点
・ いじめとの因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明らかにする。 ・ 学校運営上の問題等についても事実にしっかりと向き合う姿勢で調査を実施する。 ・ 被害児童生徒・保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分に汲み取りながら調査を実施する。 ・ アンケートを実施する際は、そのアンケートが被害児童生徒・保護者に提供される場合があることについて調査の対象者や保護者に理解を得る必要がある。
カ 関係資料の保存について
・ 調査の記録及び資料等に関しては、その整理保管を確実にを行うよう留意する必要がある。 ・ アンケートの原本等の一次資料 最低でも当該児童生徒が卒業するまで保存 ・ アンケートや聴取記録等の二次資料及び調査報告書 5年保存 ※ 以上はあくまで目安であり、教育委員会と学校で協議し、具体的に各関係資料の保存期間を設定すること。また、記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行うこと。

10 調査結果等の説明について

法第 28 条第 2 項により、いじめの重大事態の調査を行った場合、その結果等を当該調査に係る被害児童生徒及び保護者に対して適切に提供するものとされている。

以下の 1～3 について留意しながら説明すること。

- 1 詳細な調査を実施していない段階で、「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと
- 2 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は厳に慎むこと
- 3 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること

調査実施前

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

調査中

調査の進捗等の経過報告

調査結果の報告

- ① 各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、情報提供及び説明を適切に実施
- ② 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明
- ③ 加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認後、加害者側に対する情報提供の実施

所見の提出に関する説明

地方公共団体の長に調査結果を報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができることを説明すること。

11 調査結果の報告について

- 1 調査と報告書について
報告する内容については、「調査報告書」を使用する。
- 2 調査報告の流れについて

① 調査組織 → ② 教育委員会 → ③ 被害児童生徒及び保護者への情報提供・説明
⇒ ④ 薩摩川内市長 ⇒ ⑤ 公表

12 調査結果の公表について

- ・ 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいとされている。
- ・ 他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。

13 再調査について

法第 30 条第 2 項では、再調査について次のように規定されている。

第 30 条

2 前項の規定〔第 30 条第 1 項〕による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

（再調査を行う必要があると考えられる場合）

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと 地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
- ④ 再調査の手順について
 - ・ 再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。
 - ・ 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる必要がある。
 - ・ 上記のとおり再調査すべき内容について整理を行った後は、p 8 「9 調査について」の内容に基づいて重大事態調査の調査組織とは異なる組織で調査を行うが、児童生徒から何度も聞き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合に必要最小限の確認になるように配慮することが必要である。

14 関係機関との連携について

重大事態、特に生命心身財産重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定される。そのような事案においては、設置者に相談の上、早期に警察に相談・通報をし、警察と連携した対応を取るようにすること。

※ 参考資料

「いじめ防止対策推進法」	(平成 25 年 9 月 28 日施行)
「不登校重大事態に係る調査の指針」	(平成 28 年 3 月文部科学省)
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	(平成 29 年 3 月文部科学省)
「いじめの防止等のための基本的な方針」(最終改定)	(平成 29 年 3 月文部科学省)
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」	(平成 26 年 7 月文部科学省)
「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」	(平成 22 年 3 月文部科学省)
「いじめの重大事態対応マニュアル」	(平成 31 年 1 月茨城県教育委員会)
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	(令和 6 年 8 月文部科学省)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント		チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいたじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。		☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。		☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。		☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。		☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。		☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。		☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。		☐
職能団体等との連携について		
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。		☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。		☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。		☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。		☐

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p 16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。		☐	
・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長			
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	☐	
	その他（ ）	☐	

教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事 ・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長		☐	
報告内容	学校名	☐	
	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	☐	
	その他（ ）	☐	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		☐	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		☐	
資料例	学校が定期的実施しているアンケート	☐	
	教育相談の記録	☐	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他（ ）	☐	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができています。		☐	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント	チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。	☐	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	☐	
説明時の録音の有無を確認した。	☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p 26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	☐
重大事態として認めた時期について説明した。	☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	☐
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	☐
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	☐
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	☐
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐

関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p 27～29参照）

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	☐
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	☐
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	☐
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	☐
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	☐
⑥調査結果の提供	
法第 28 条第 2 項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	☐
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	☐

調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	☐
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p 29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐	

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p 30参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p 30参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p 31参照）

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	☐	
確認・検討事項		
調査の目的・趣旨	☐	
調査すべき事案の特定、調査事項の確認	☐	
調査方法やスケジュール	☐	
調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
調査結果の公表の有無、在り方	☐	
その他（ ）	☐	
	☐	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	☐	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（p 31～32参照）

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	☐	
確認した事項		
当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
学校いじめ防止基本方針	☐	
年間の指導計画	☐	
学校に設置される各委員会の議事録	☐	
過去のアンケート、面談記録	☐	
その他（ ）	☐	
	☐	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。	☐	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。	☐	

実施した事項	教職員からの聴き取り	☐	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
	学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
	その他（ ）	☐	
		☐	
事実関係を整理した。		☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		☐	
報告書の作成、取りまとめをした。		☐	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	☐
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	☐
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	☐

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	☐
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	☐

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

説明日：

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	☐

調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	☐
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	☐

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	☐

●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	

様式 1

いじめ重大事態の発生に関する報告について

☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 ☐ 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

(2) 児童生徒に関する情報（重大事態発生時）

学校名	学校				
学年	年	性別		年齢	歳

※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合（現在）

学校名	学校	学年	年
-----	----	----	---

(3) 学校の概要（重大事態発生時）

児童生徒数		学級数		教職員数	
-------	--	-----	--	------	--

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

☐ 1 号事案 ☐ 2 号事案 ☐ 1 号事案かつ 2 号事案 ※該当するものにチェック

(5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）

(6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について
（学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。）

(7) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

(8) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版

様式 2

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

☐ 国立 ☐ 公立 ☐ 私立 ☐ 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名

(1) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

(2) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

☐ 学校

☐ 学校の設置者

(3) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

--

② 調査終了目途

--

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

--

④ その他

--

(4) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

--

(5) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版